

府政共生 160 号
府子本第 172 号
府子本第 174 号
元教参学第 9 号
子少発 0618 第 1 号
子保発 0618 第 1 号
障障発 0618 第 1 号
令和元年 6 月 18 日

各都道府県民生主管部（局）
各都道府県私立学校主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
附属幼稚園及び附属特別支援学校幼稚部を置く
各国立大学法人担当課
各都道府県・指定都市特別支援学校担当課
各都道府県認定こども園主管課
各都道府県保育担当部（局）
各都道府県障害児担当部（局）
各指定都市・中核市民生主管部（局）
各指定都市・中核市保育担当部（局）
各指定都市・中核市障害児担当部（局）

の長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（交通安全対策担当）
（ 公 印 省 略 ）
内閣府子ども・子育て本部
参事官（子ども・子育て支援担当）
（ 公 印 省 略 ）
内閣府子ども・子育て本部
参事官（認定こども園担当）
（ 公 印 省 略 ）
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省子ども家庭局保育課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について

本年5月、滋賀県大津市において、集団で歩道を通行中の園児らが死傷する痛ましい交通事故が発生しました。このように子供が犠牲となる交通事故を受け、関係閣僚会議が開催され、政府において、未就学児を中心とした子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保方策を早急に取りまとめ、対策を講じることとし、本方策の一つとして、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検を実施することとなりました。

については、別紙のとおり、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等実施要領」を作成したので、同実施要領に沿って、関係機関と連携して安全点検及び安全対策を講じていただくようお願いします。

未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等実施要領

1 実施対象

以下に掲げる対象施設において、未就学児が日常的に集団で移動する経路（必要に応じてこれに準ずる経路を含む。以下「集団移動経路等」という。）

※ 対象施設

公立幼稚園、私立幼稚園、国立大学附属幼稚園、公立特別支援学校幼稚部、私立特別支援学校幼稚部、国立大学附属特別支援学校幼稚部、保育所・地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（企業主導型保育事業を含む。）、児童発達支援（医療型を含む。）事業所

2 実施主体

対象施設を所管又は担当する機関（以下「所管機関」という。）、前記1の対象施設、道路管理者、対象施設の所在地を管轄する警察署（以下「地元警察署」という。）

※ 対象施設ごとの所管機関については別表を参照。

3 実施期間及び報告期限

(1) 実施期間

4 (1) 及び(2)については令和元年9月末までに、4 (3) アについては同年10月末までに実施する。

(2) 府省に対する報告期限

4 (3) イの合同点検等の実施結果の報告については令和元年10月末までに、4 (5) の交通安全対策の実施状況の報告については令和2年1月末時点における実施状況を同年2月末までに報告する。

4 実施内容（別添 対象施設ごとのフローチャート図参照）

(1) 対象施設による危険箇所の抽出

対象施設において、前記1の実施対象の点検を実施し、交通安全の観点から危険があると認められる箇所（以下「危険箇所」という。）を抽出して以下の3類型に分類した上で、様式1（対象施設から所管機関に対する報告）により、所管機関に報告する。

なお、危険箇所の抽出に当たっては、地域の実情に応じ、参考「交通の方法に関する教則（抜粋）」及び「交通安全教育指針（抜粋）」を参考とされたい。

また、本年度、既に実施対象について点検を実施している場合は、その実施内容や状況に応じ、その結果をもって危険箇所の抽出に代えることができる。

【類型】

○第1類型

集団移動経路等の変更など対象施設において単独で対応できる箇所

○第2類型

「通学路における緊急合同点検」（「通学路の交通安全の確保の徹底について」（平成24年5月30日文科科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知）により実施依頼したもの）において既に危険箇所として抽出されている箇所で、対策の実施が予定されている箇所

※ 上記箇所については、所管機関が市町村教育委員会等から情報を収集して対象施設に必要な応じて提供するなどの対応を行う。その際、都道府県が所管機関である場合にあつては、市町村教育委員会等からの情報収集にあたり、必要な応じて都道府県教育委員会等の協力を得ることも差し支えない。

○第3類型

第1類型及び第2類型以外の危険箇所

(2) 合同点検の実施及び交通安全対策が必要な箇所の抽出

所管機関及び対象施設は、前記(1)で抽出した危険箇所につき、道路管理者及び地元警察署等の関係機関と共有するとともに、このうち第3類型に分類された危険箇所について、道路管理者及び地元警察署等の関係機関と連携し、合同で点検を実施する。

所管機関及び対象施設は、合同点検実施後、合同点検の結果を集約した上で、合同点検に参加した関係機関で協議の上、交通安全対策が必要な箇所（以下「対策必要箇所」という。）を抽出する。

※ 合同点検の実施に係る日程調整は、原則として所管機関が行うものとする。

※ 合同点検は、地域の実情により、所管機関及び対象施設の双方が参加できない場合は、いずれか一方が参加して実施することもできる。

※ 本年度、既に関係機関等が合同で点検を実施している場合には、その実施内容や状況に応じ、その結果をもって合同点検及び対策必要箇所の抽出に代えることができる。

※ 所管機関が都道府県である場合であつて、合同点検の実施に向けた調整、合同点検の実施及び対策案の作成に当たり特に必要である場合、適宜、都道府県教育委員会や福祉部局、市町村教育委員会や福祉部局からの協力を得ることは差し支えない。

(3) 対策案の作成・提出、合同点検等の実施結果の報告

ア 対策案の作成・提出

所管機関及び対象施設（地域の実情に応じ、所管機関又は対象施設のいづ

れか一方でも可とする。)は、前記(2)で抽出した対策必要箇所について、道路管理者及び地元警察署から技術的な助言を得つつ、対策案を作成し、要望として道路管理者及び地元警察署に提出する。

※ 対象施設のみが対策案を作成する場合にあっては、所管機関にも併せて対策案を提出する。

イ 合同点検等の実施結果の報告

対象施設は、様式1により、合同点検等の実施結果を所管機関に報告する(市町村が所管機関である場合は、報告を受けた市町村は様式2(国等に対する報告)により都道府県に報告する。)

所管機関は、対象施設又は市町村から報告のあった様式1を取りまとめて様式2を作成し、対象施設を所管する府省に報告する(市町村が所管機関である場合は、報告を受けた都道府県は市町村から受領した様式2を取りまとめて様式2を作成し、府省に報告する。)

※ 国立大学法人が所管する対象施設は様式1により合同点検等の実施結果を当該法人に報告し、報告を受けた当該法人は様式2により文部科学省に報告する。

(4) 交通安全対策の実施

所管機関及び対象施設、道路管理者並びに地元警察署は、前記(3)の対策案を踏まえてそれぞれ交通安全対策を実施する。その際、所管機関及び対象施設は、保護者等と連携を図るとともに、道路管理者及び地元警察署の対策実施にかかる地元住民との調整に協力する。

道路管理者及び地元警察署は、交通安全対策の実施状況を所管機関へ報告する。

(5) 交通安全対策の実施状況の報告

対象施設は、様式1により、交通安全対策の実施状況を所管機関に報告する(市町村が所管機関である場合は、報告を受けた市町村は様式2により都道府県に報告する。)

所管機関は、対象施設又は市町村から報告のあった様式1を取りまとめて様式2を作成し、対象施設を所管する府省に報告する(市町村が所管機関である場合は、報告を受けた都道府県は市町村から受領した様式2を取りまとめて様式2を作成し、府省に報告する。)

※ 国立大学法人が所管する対象施設は様式1により交通安全対策の実施状況を当該法人に報告し、報告を受けた当該法人は様式2により文部科学省に報告する。

○本件についての問合せ先・報告先

(本件全般について)

内閣府 政策統括官（共生社会政策担当）付交通安全対策担当
TEL：03-5253-2111（内線38272，38280）
FAX：03-3581-0902
E-mail：g.kotsuanzen.g5tr@cao.go.jp

(認定こども園について)

内閣府 子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付
TEL：03-5253-2111（内線38446）
FAX：03-3581-2521
E-mail：kodomokosodateikai@cao.go.jp

(幼稚園、特別支援学校について)

文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
TEL：03-5253-4111（内線2695）
FAX：03-6734-3736
E-mail：anzen-chousa@mext.go.jp

(保育所・地域型保育事業所について)

厚生労働省 子ども家庭局 保育課
TEL：03-5253-1111（内線4854，4839）
FAX：03-3595-2674
E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

(認可外保育施設（企業主導型保育事業を含む。）について)

厚生労働省 子ども家庭局 総務課 少子化総合対策室
TEL：03-5253-1111（内線4838）
FAX：03-3595-2313
E-mail：ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

内閣府 子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
TEL：03-5253-2111（内線38454）
FAX：03-3581-6501
E-mail：kodomokosodateikai@cao.go.jp

※上記の2府省に報告されたい。

(児童発達支援（医療型を含む。）事業所について)

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
障害児・発達障害者支援室

TEL：03-5253-1111（内線3037, 3102）

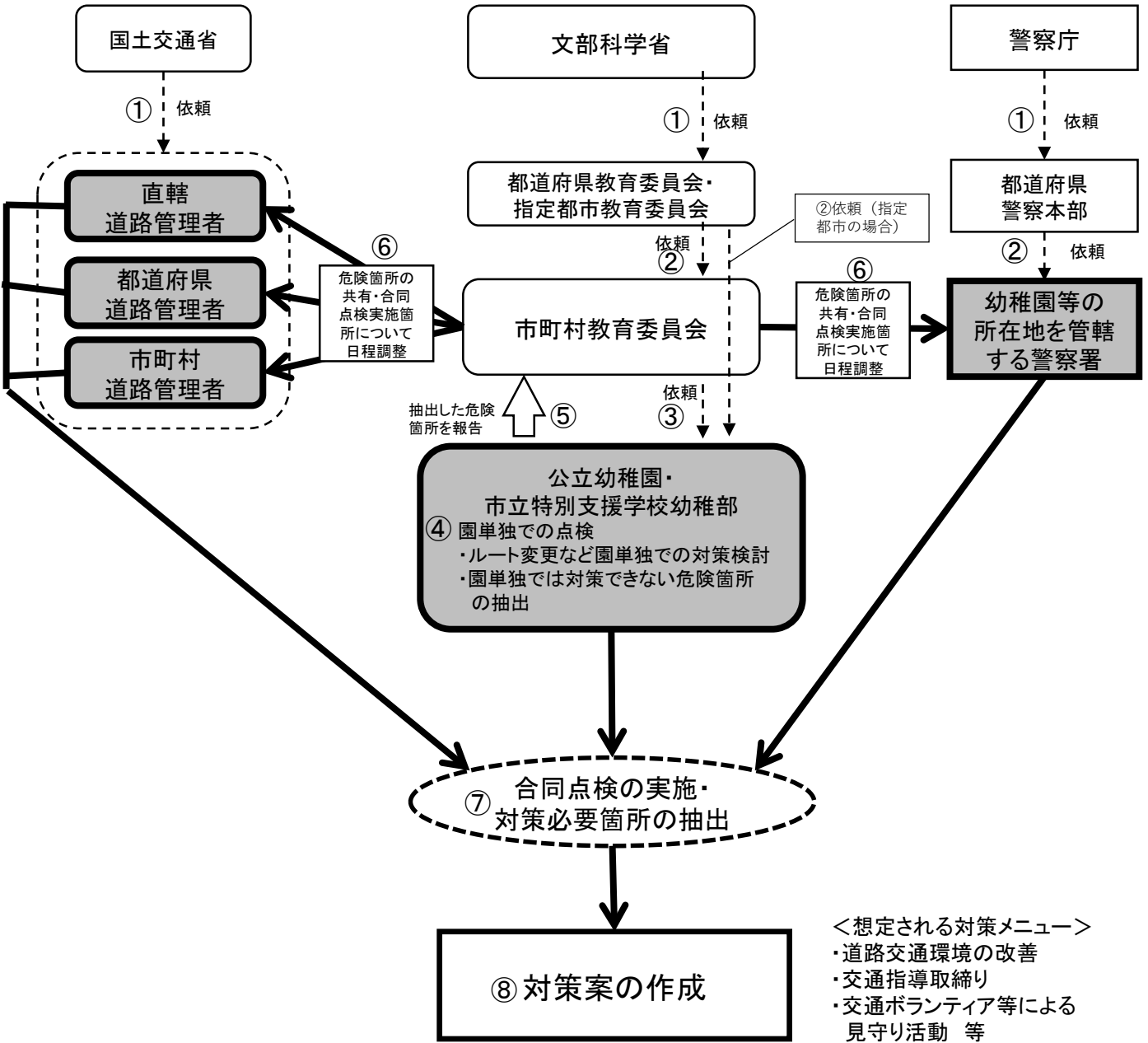
FAX：03-3591-8914

E-mail：shougaijishien@mhlw.go.jp

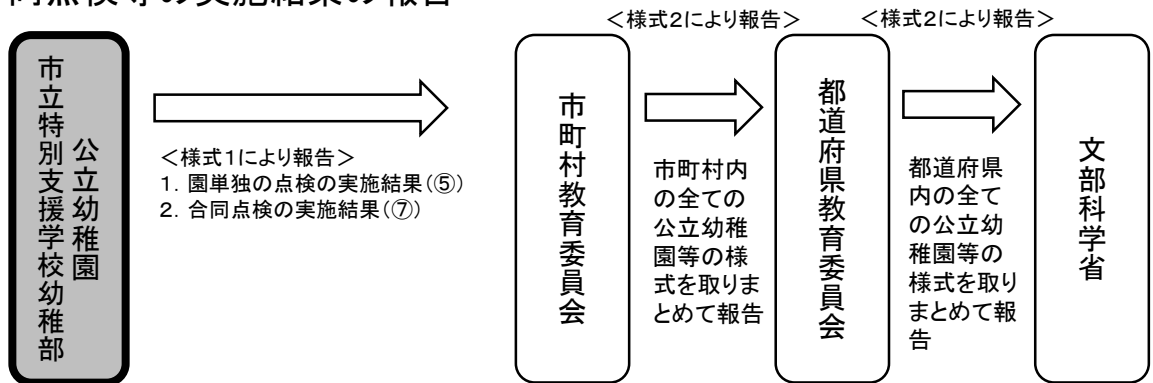
(別表)

対象施設	所管機関
公立幼稚園	市町村教育委員会
私立幼稚園	都道府県私立学校担当部局
国立大学附属幼稚園 国立大学附属特別支援学校幼稚部	国立大学法人
市立特別支援学校幼稚部	市町村教育委員会特別支援学校担当部局
県立特別支援学校幼稚部	都道府県教育委員会特別支援学校担当部局
私立特別支援学校幼稚部	都道府県私立学校担当部局
保育所・地域型保育事業所	市町村保育担当部局
認定こども園	市町村認定こども園担当部局
認可外保育施設 (企業主導型保育事業を含む。)	都道府県保育担当部局
児童発達支援（医療型を含む。）事業所	市町村障害福祉担当部局

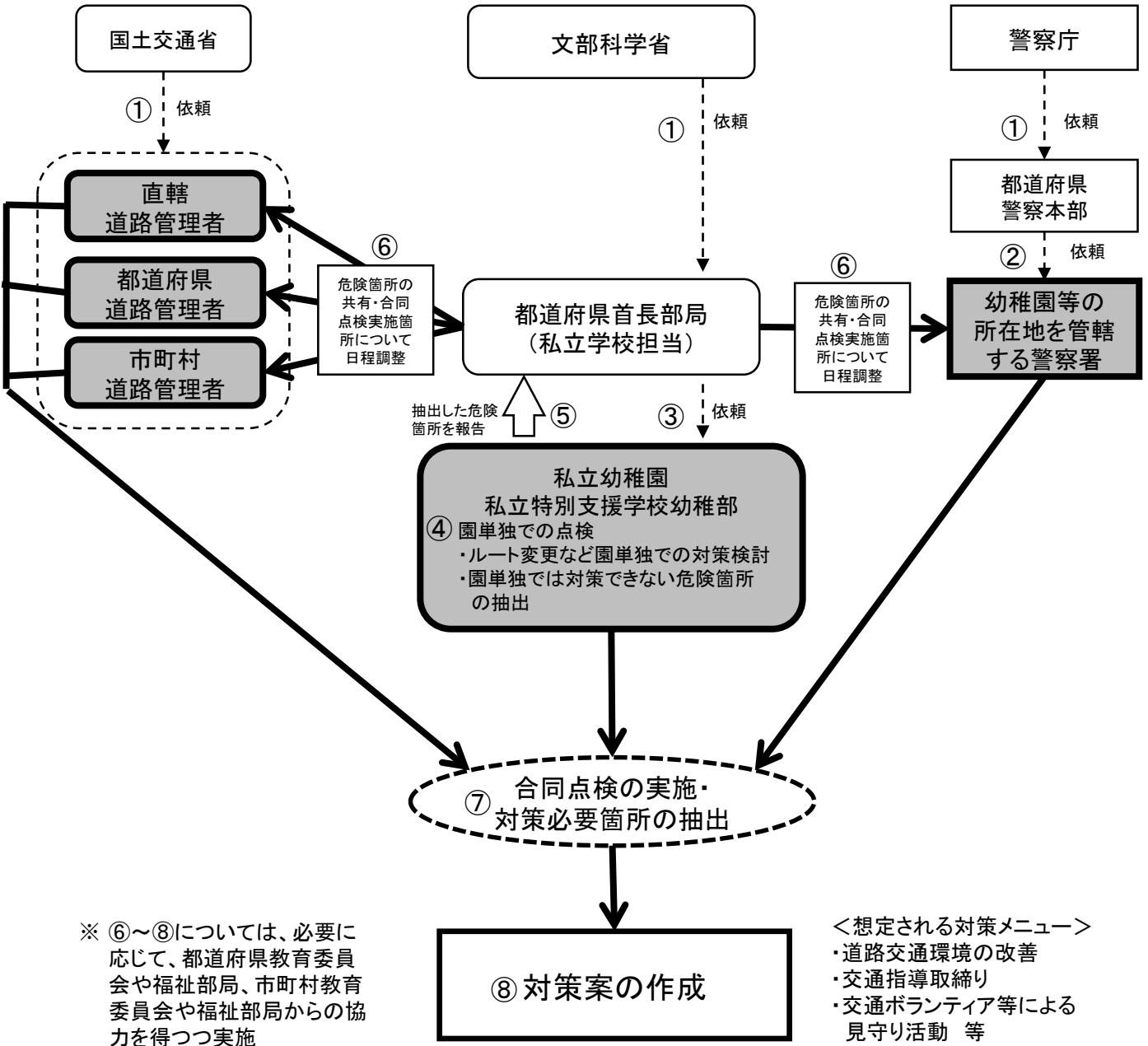
公立幼稚園・市立特別支援学校幼稚部用



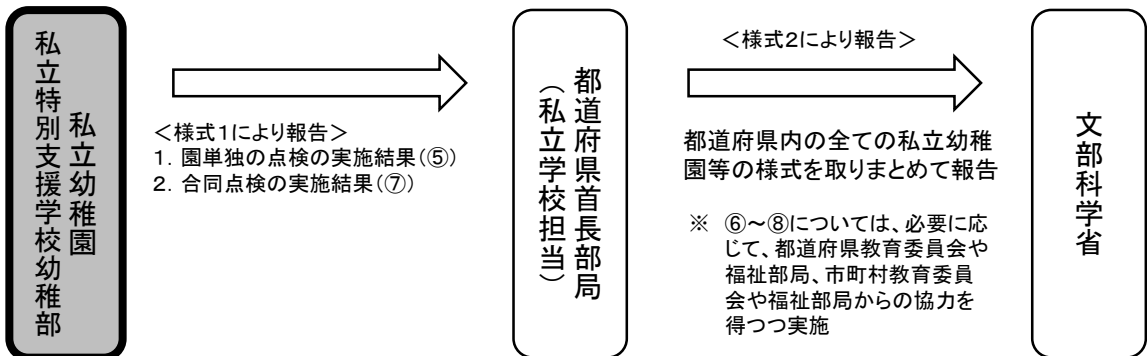
★合同点検等の実施結果の報告



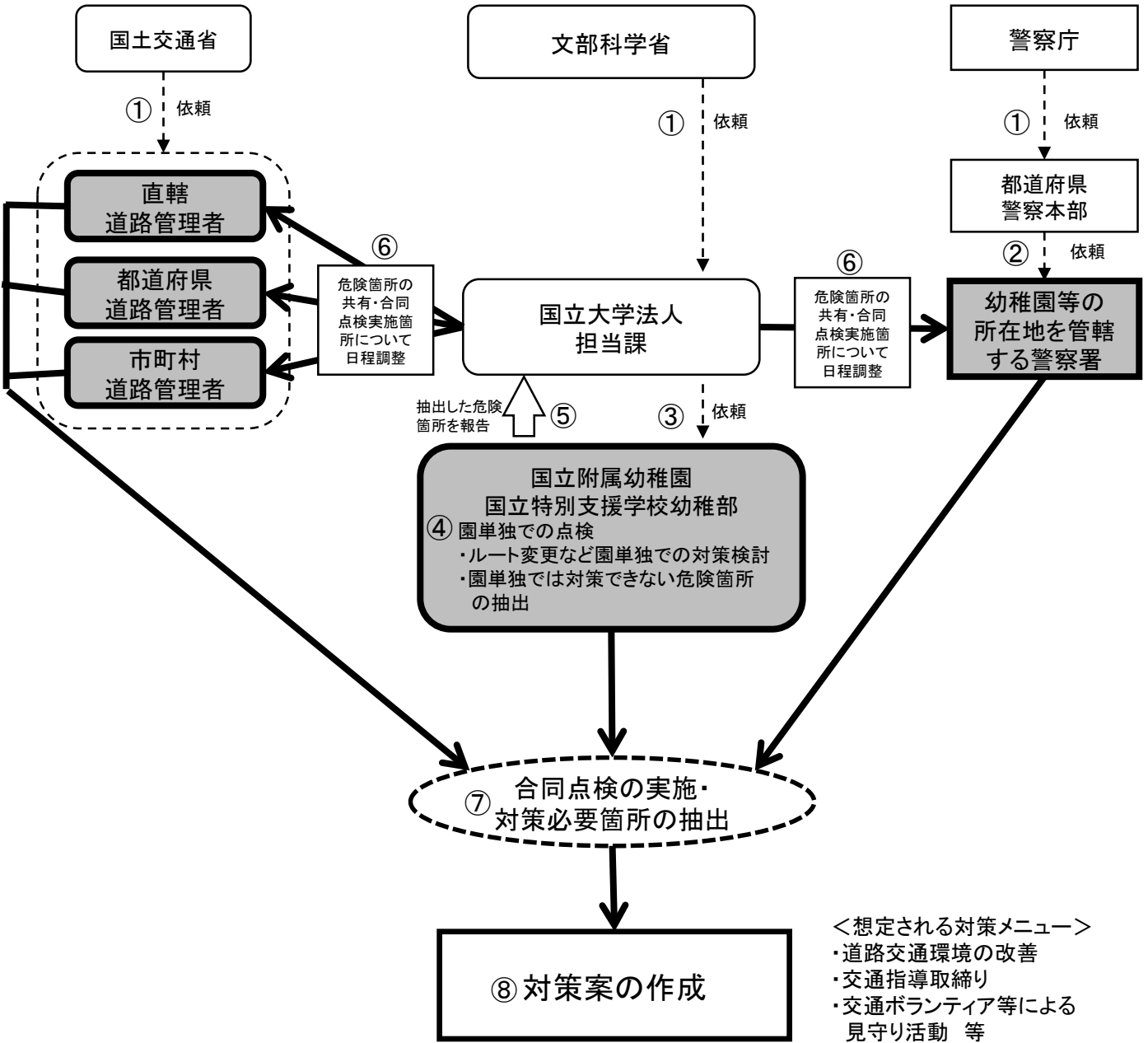
私立幼稚園用 私立特別支援学校幼稚部用



★合同点検等の実施結果の報告

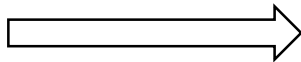


国立大学附属幼稚園用 国立大学附属特別支援学校幼稚部



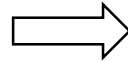
★合同点検等の実施結果の報告

国立大学附属幼稚園・
国立大学附属
特別支援学校幼稚部



<様式1により報告>
 1. 園単独の点検の実施結果(⑤)
 2. 合同点検の実施結果(⑦)

<様式2により報告>

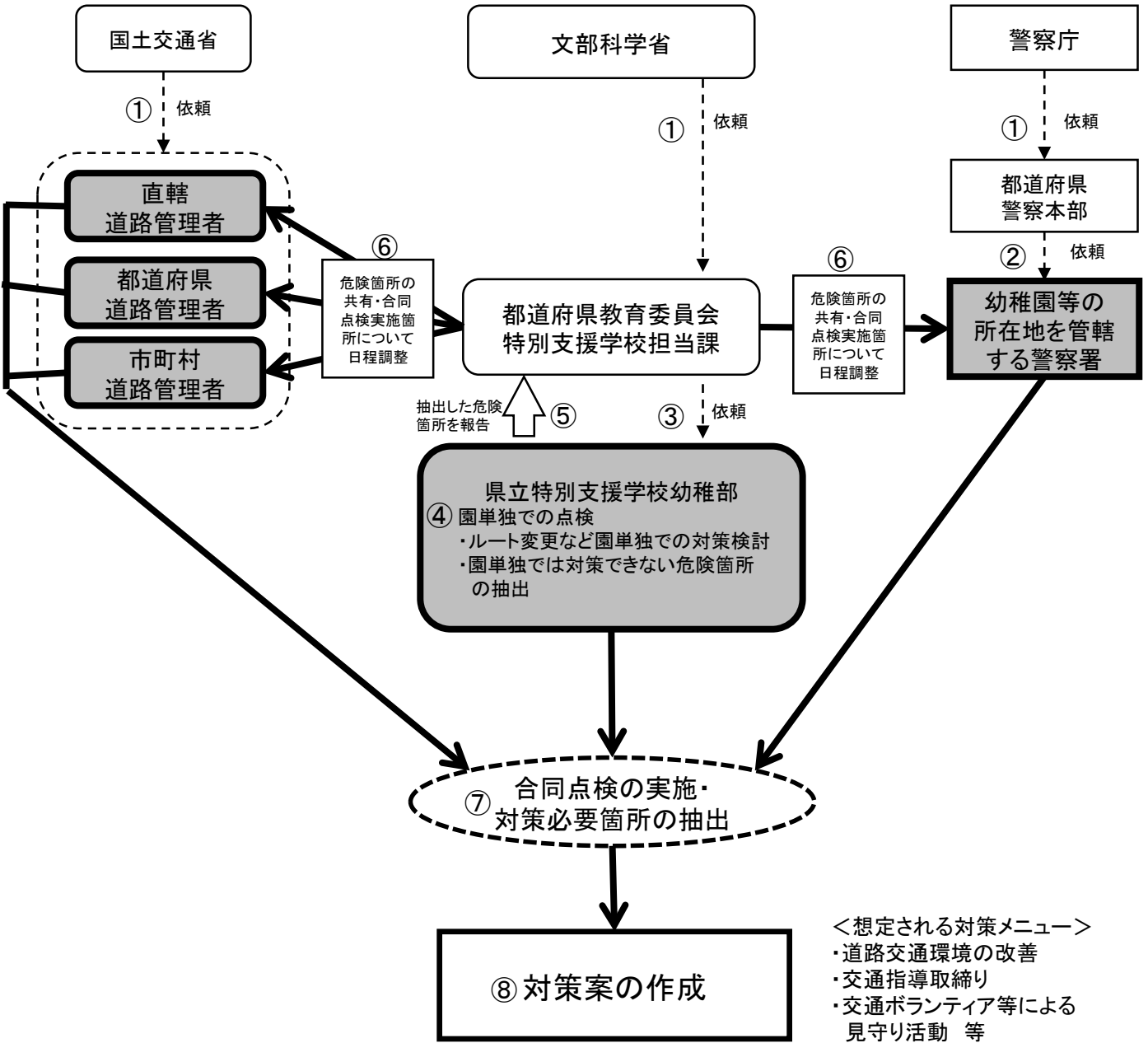


様式を取り
まとめて報
告

国立大学法人
担当課

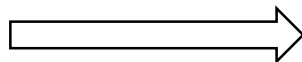
文部科学省

都道府県立 特別支援学校幼稚部用



★合同点検等の実施結果の報告

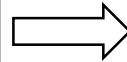
都道府県立
特別支援学校幼稚部



<様式1により報告>
1. 園単独の点検の実施結果(⑤)
2. 合同点検の実施結果(⑦)

<様式2により報告>

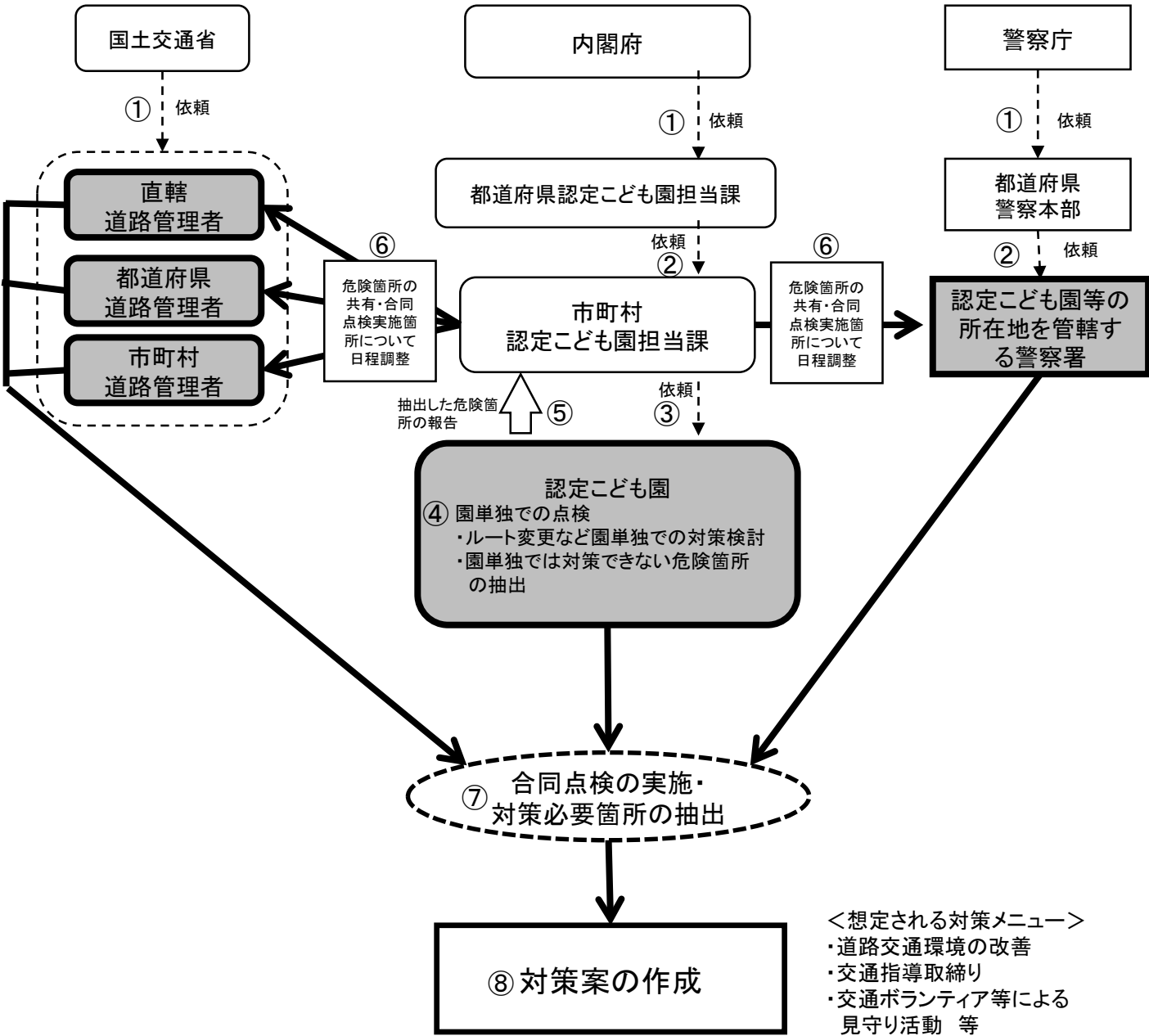
都道府県教育委員会
特別支援学校担当課



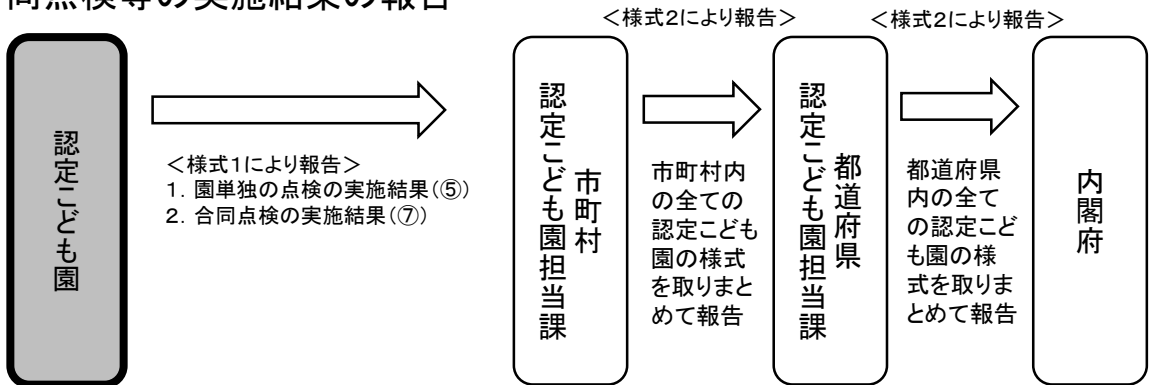
都道府県内の全ての
県立特支幼稚部の様式を
取りまとめて報告

文部科学省

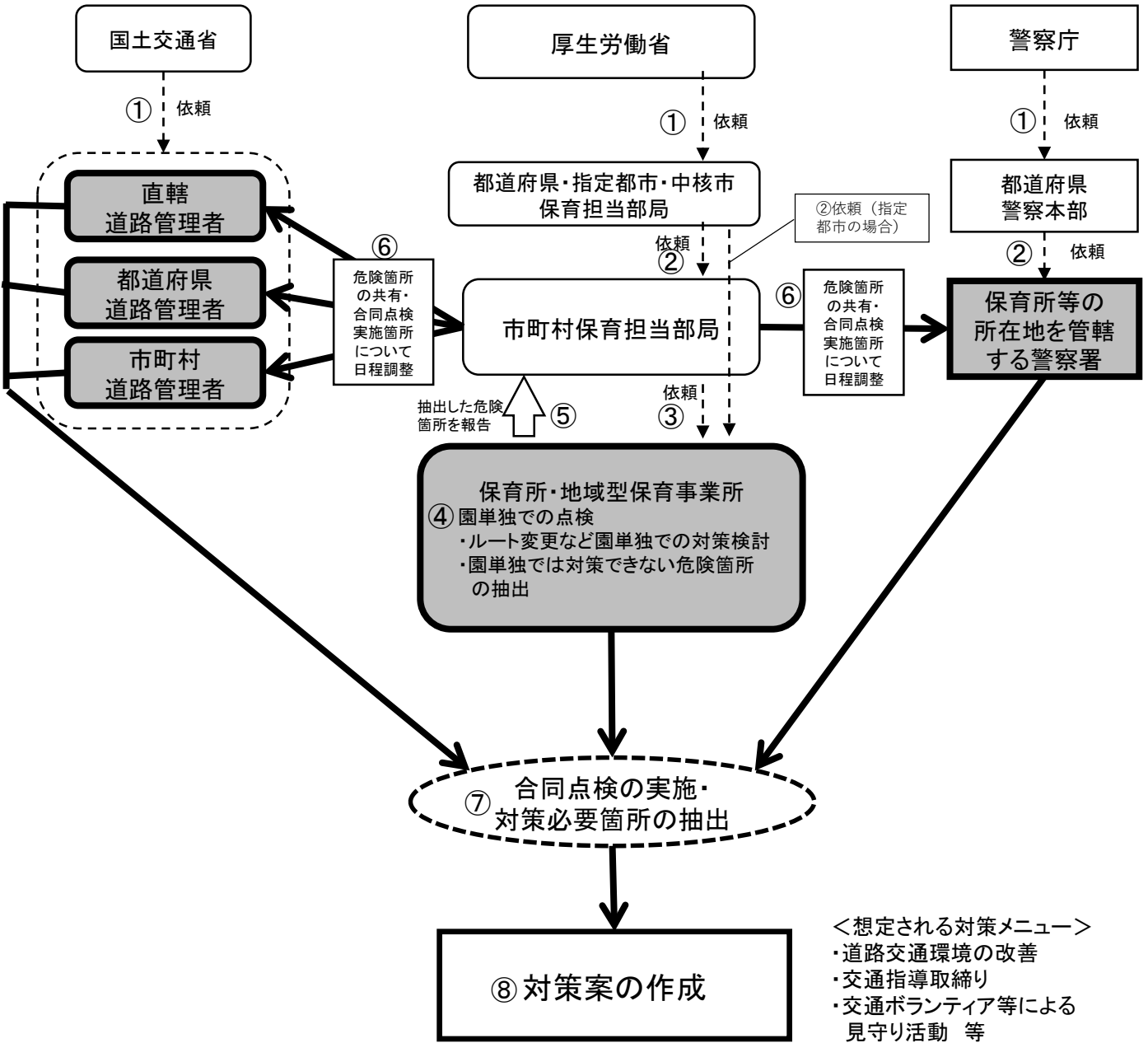
認定こども園用



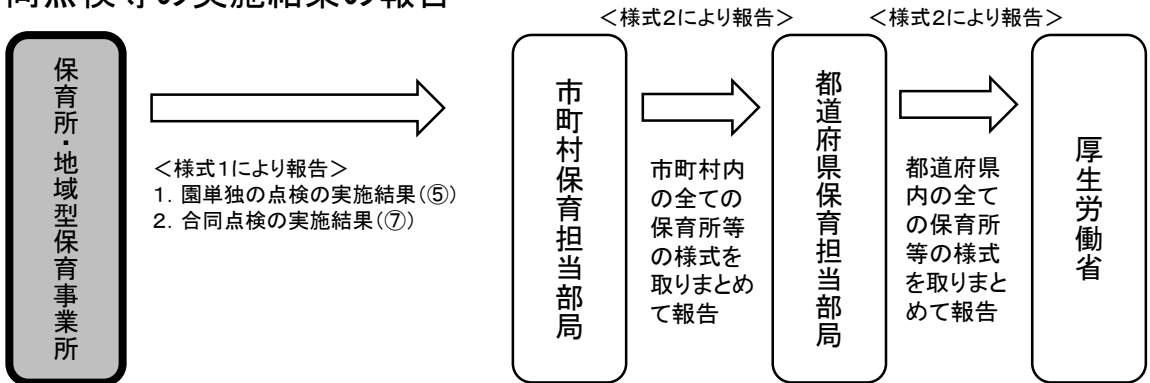
★合同点検等の実施結果の報告



保育所・地域型保育事業所用

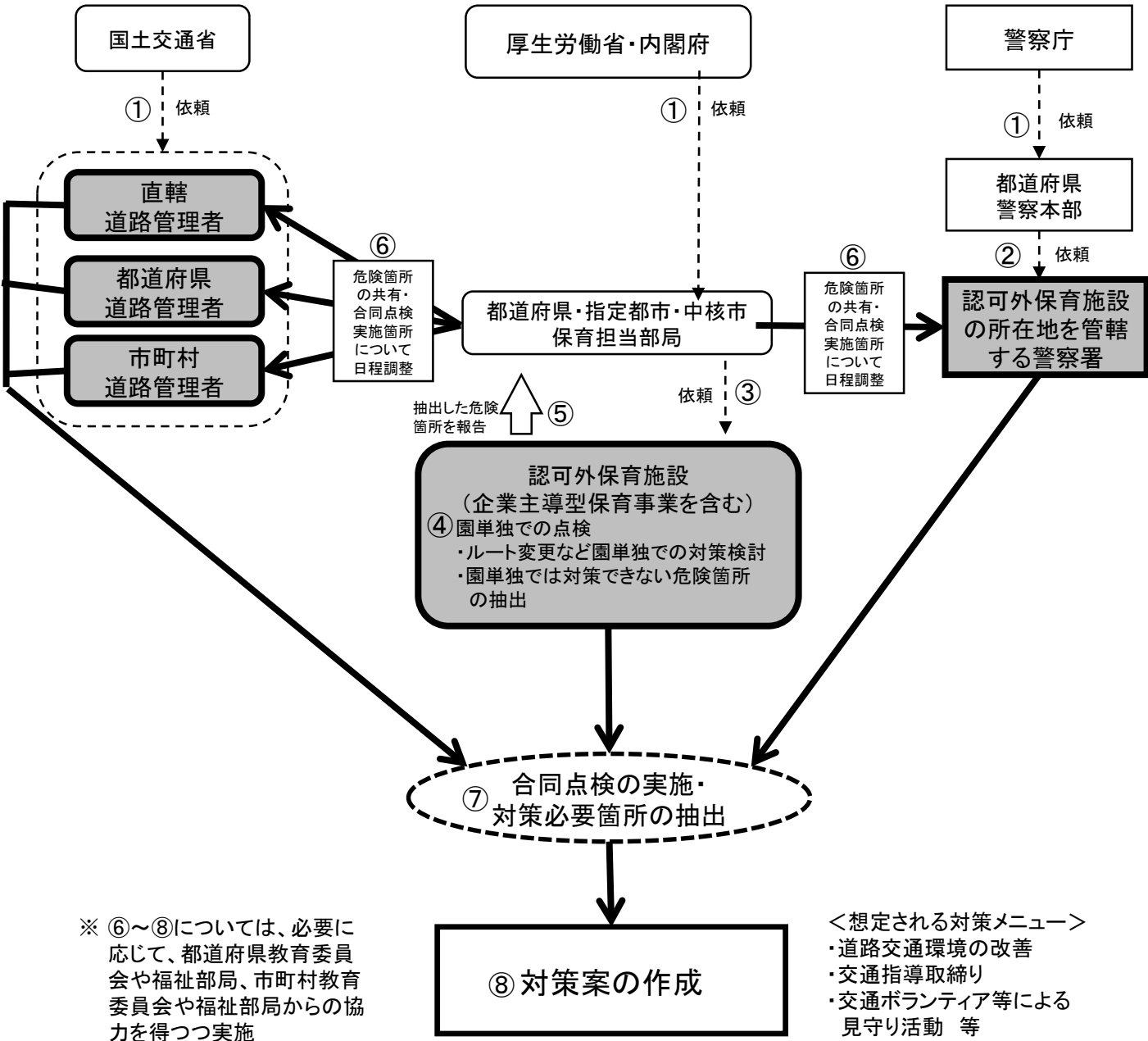


★合同点検等の実施結果の報告

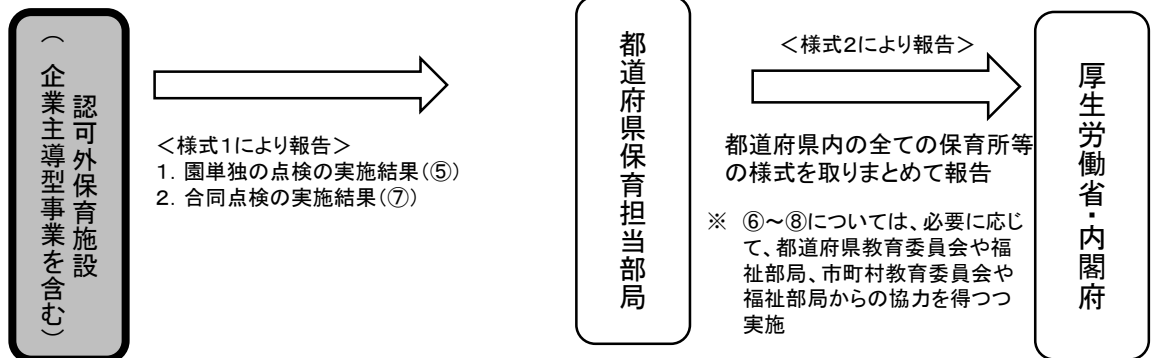


- <想定される対策メニュー>
- ・道路交通環境の改善
 - ・交通指導取締り
 - ・交通ボランティア等による見守り活動 等

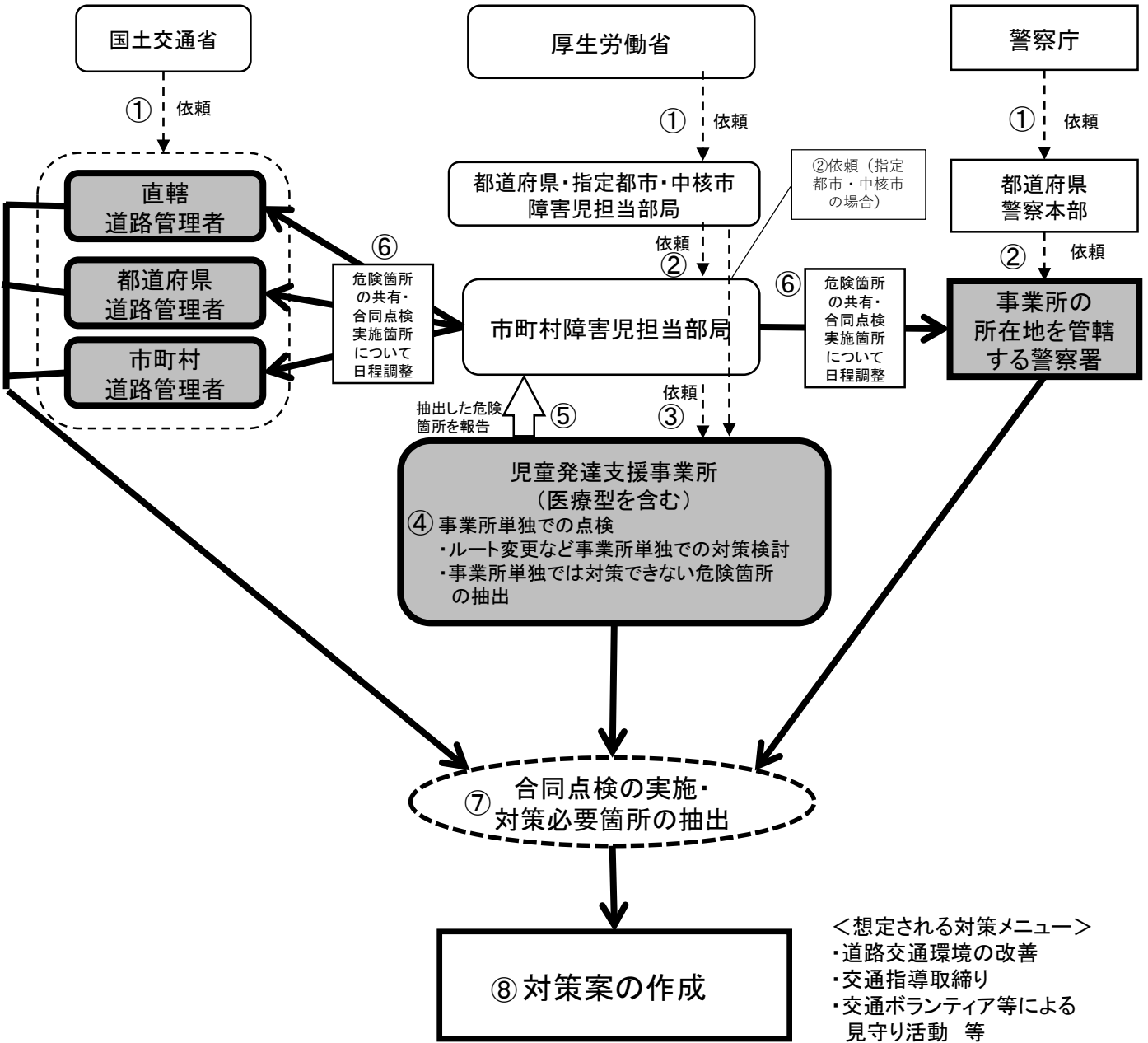
認可外保育施設 (企業主導型保育事業を含む)



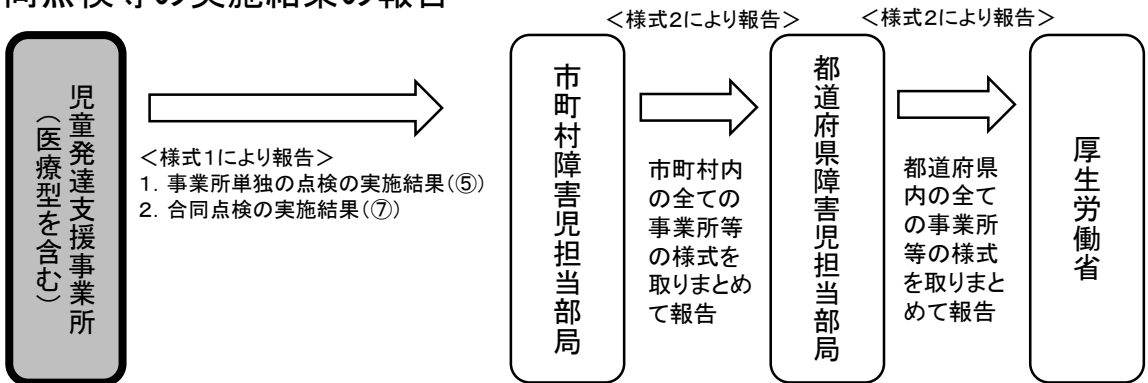
★合同点検等の実施結果の報告



児童発達支援事業所用 (医療型を含む)



★合同点検等の実施結果の報告



○交通の方法に関する教則(昭和53年10月30日国家公安委員会告示第3号)
(抜粋)

第1章 歩行者と運転者に共通の心得

第9節 子供の安全

- 1 子供の交通事故のほとんどは、道路を横断しているときや横断しようとして道路に飛び出したときに起こっています。
父母などの保護者は、子供特に幼児に、右左をよく見て安全を確かめてから横断を始め、横断中も車に気を付けるという正しい横断の仕方を身に付けさせるように繰り返し教えましょう。そのためには、保護者自ら交通規則を守り、手本を示すようにしましょう。
- 2 保護者は、交通量の多い道路や踏切の付近で子供を遊ばせたり、幼児を独り歩きさせたりしてはいけません。子供がこれらの場所で遊んでいるときは、その場に居合わせた人は、声を掛けてすぐにやめさせるようにしましょう。
- 3 子供を連れて道路を歩くときは、保護者が車の通る側を歩きましょう。
- 4 幼児は、興味のあるものや知っている人を見掛けると、いきなり道路に飛び出すことがありますから、しっかり手をつなぎ幼児から目を離さないようにしましょう。
- 5 保護者が買い物や立ち話に夢中になっているときなどが大変危険です。また、幼児が道路の向こう側にいるときは呼び掛けないなどの細かい心遣いが必要です。
- 6 車や路面電車などに乗るときは、子供を先に乗せ、降りるときは、保護者が先に降りるようにしましょう。また、車から子供だけを降ろすときは、子供が道路を横断しなくてもすむような位置に止めるようにしましょう。
- 7 子供が遊びに出るときは、保護者に行き先を告げる習慣をつけさせましょう。あまり遠くへ行ったり、暗くなるまで遊んだりしないように保護者がよく注意しましょう。
- 8 子供の服や履物は、できるだけ活動しやすいものにし、また、なるべく明るい目立つ色のものにしましょう。
- 9 子供が幼稚園や学校に行くときは早めに送り出し、また、忘れ物をさせないように気を付けましょう。時間ぎりぎりに家を出て先を急いだり、忘れ物をしてあわてて戻ったりするときに事故を起こしがちです。
- 10 子供が道路や踏切などを横断しようとしているときは、そばにいる人は、安全に横断できるようにしてあげましょう。

○ 交通安全教育指針（平成10年9月22日国家公安委員会告示第15号）（抜粋）

第2章 交通安全教育の内容

第1節 幼児に対する交通安全教育

2 幼児に対する交通安全教育の内容

(1) 歩行者の心得

ア 目標

基本的な交通ルール等を習得させることにより、歩行者として安全に道路を通行することができるようにする。

イ 内容

(7) 基本的な心構え

道路を通行する者が一人でも交通ルールの遵守及び交通マナーの実践を怠ったりすると、交通が混乱したり、交通事故が起きたりすることを説明し、交通ルール等の必要性を理解させる。また、道路では、保護者又はこれに代わる監護者から離れて独り歩きしてはならないことを理解させる。

(4) 標識・標示の種類及び意味

歩行者として安全に道路を通行するために必要な知識である、歩行者用道路（歩行者の安全のために標識によって車両の通行を禁止している道路をいう。以下同じ。）、歩行者横断禁止、横断歩道等を示す標識・標示の種類及びその表示する意味を理解させる。

(5) 交通事故の原因となる危険な行動

幼児が当事者である交通事故の主な原因である道路への飛び出し、車両（自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。以下同じ。）又は路面電車（以下「車両等」という。）の直前又は直後の横断等の危険性を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、これらの行動をとってはならないことを理解させる。

(6) 歩行者の通る所

歩行者は、原則として歩道又は幅の十分な路側帯（歩道のない道路で、歩行者の通行のため及び車道の効用を保つための白の線によって区分された道路の端の帯状の部分をいう。以下同じ。）を通行しなければならないこと、歩道に普通自転車通行指定部分がある場合はその部分を避けて通行しなければならないこと、歩道又は幅の十分な路側帯のない道路では道路の右端を通行しなければならないこと及び歩行者用道路では道路の中央部を通行することができることを理解させる。

(7) 横断の仕方

a 横断する所

横断歩道又は信号機のある交差点が近くにある場合は、その横断歩道又は交差点で横断しなければならないことを理解させる。また、横断歩道橋、横断用地下道等の安全に横断することができる施設が近くにある場合は、できる限りその施設を利用するように指導する。

b 信号機のある所で横断しようとする場合

信号機の信号の種類及び意味並びに信号機の信号（歩行者用の信号機がある所においてはその信号）に従って通行しなければならないことを理解させる。

また、信号が青になってから横断しなければならないことを理解させるとともに、青になっても右左の安全を確認してから横断すること及び信号が変わりそうな場合は次の青信号を待って横断することを指導する。

c 信号機のない所で横断しようとする場合

横断歩道橋、横断用地下道等の安全に横断することができる施設又は横断歩道が近くにない場合は、道路がよく見渡せる所を探し、歩道の縁又は道路の端に立ち止まって右左の安全を十分に確認するとともに、走行中の車両が歩行者の横断のために停止した場合は、他の車両の動きに注意し、安全を確認してから横断を始めるように指導する。また、横断中も車両が近づいてこないかどうか周囲の状況に注意すること及び停車又は駐車中の車両の陰から別の車両が突然出てくることがあるので注意することを指導する。特に、横断時には、左方向から進行してくる車両と衝突する交通事故が多いことを理解させ、道路の横断を始める前や横断中には、これらの車両の動きに十分に注意するように指導する。

(カ) 踏切の通り方

踏切の手前では、必ず立ち止まって右左の安全を確認するように指導する。また、警報機が鳴っている場合及び遮断機が降り始めて以後は踏切に入ってはならないことを理解させるとともに、警報機が鳴っておらず、かつ、遮断機が降りていない場合でも必ず安全を確認してから通るように指導する。

(キ) 雨天時に歩く場合

雨天時には、前が見えにくくなるような傘の差し方をしないようにすること、無理な横断又は飛び出しをしないようにすること等を指導する。

未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検及び対策の実施状況

施設基本情報	
施設名	私立〇〇幼稚園
施設の種類	1
施設所在地	東京都〇〇市〇〇町1-1-1
施設所在地の都道府県コード	010006
担当者氏名(電話番号)(メール)	〇〇×× (090-999-999) (.....@.....jp)

←施設の種類に応じて記載

1:公立幼稚園、2:私立幼稚園、3:国立大学附属幼稚園、4:公立特別支援学校幼稚部、5:私立特別支援学校幼稚部、6:国立大学附属特別支援学校幼稚部、7:保育所・地域型保育事業所、8-①:幼保連携型認定こども園、8-②:幼稚園型認定こども園、8-③:保育所型認定こども園、8-④:地方裁量型認定こども園、9:認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く。)、10:企業主導型保育事業、11:児童発達支援(医療型を含む。)事業所

←全国地方公共団体コード

(<http://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>)
を入力してください。

←合同点検の日程調整・実施に係る施設の担当者について記載してください。

自主点検実施後に記入してください			G列で第3類型と回答した場合に下の黒枠内に回答してください (9月30日時点の状況について)																
通し番号	危険箇所	場所	状況	自主点検結果			合同点検の実施	合同点検結果					対策済み箇所における対策メニュー ※複数選択可						
				第1類型	第2類型	第3類型		対策不要	対策必要	未定	予定	済み	移動経路の変更等施設による対策	道路管理者による対策	警察による対策	その他			
1	〇〇市〇〇町〇〇のコンビニの歩道		交通量が多いにも関わらず、歩道と車道の区別がない。	○															
2	〇〇市〇〇町〇〇の交差点			○														
3	〇〇市〇〇町〇〇の踏切				○	×												
4	〇〇市〇〇町〇〇の遊歩道				○	△												
5			○	○	○											
6			○	○		○	○									
7			○	○		○	○	○								
8			○	○		○	○									
9			○	○		○	○				○					
10			○	○		○	○				○			○		
11			○	○		○	○				○			○		
12			○	○		○	○				○					○
合計				1	1	9	7	1	6	1	1	4	1	1	2	1			

記入要領

「自主点検結果」:通知を参考に当てはまる類型に「○」。第2類型については、「通学路における緊急合同点検」等の実施状況について所管機関から提供される情報を踏まえて記入

「合同点検の実施」:第3類型に属する箇所はすべて点検対象です。点検を実施した場合は「○」を記入。点検を行う予定だが9月30日時点では未実施の場合は「△」を記入し。○又は△以外の場合は「×」を記入

合同点検結果における「対策不要」:合同点検の結果、対策不要と判断した場合「○」を記入。

合同点検結果における「対策必要」:対策が必要であることは決定しているがその具体策について検討中である場合は「未定」に「○」を記入。対策の実施予定又は対応中(工事中等)の場合は「予定」、対策の措置が完了している場合には「済み」に、それぞれ「○」を記入した上で、該当する対策内容に「○」を記入。

「合計」:各列の「○」の数の合計を記入する。(様式の「合計」欄には関数を入力していますが、「○」と「○」の違い等は反映されませんので、慎重に確認するようにして下さい)

※必要に応じて行を追加してください。

未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検及び対策の実施状況

都道府県・市町村名 (国立大学法人名)		〇〇県										
担当部局 担当者氏名・連絡先(電話番号)		〇〇県教育委員会学校安全課 〇〇××・000-999-111										
施設種別	施設数	自主点検結果			合同点検結果				合同点検結果後の 対策済み箇所における対策メニュー			
		第1類型 施設単独で対応 できる箇所数	第2類型 従前からの対策 予定箇所数	第3類型 左記以外の危険 箇所(合同点検 実施箇所)数	対策必要 箇所数	対策未定 箇所数	対策予定 箇所数	対策済み 箇所数	移動経路 の変更等施設に よる対策	道路管理者 による対策	警察 による対策	その他
公立幼稚園	1	1	1	9	6	1	1	4	1	1	2	1
私立幼稚園												
国立大学附属幼稚園												
公立特別支援学校幼稚部												
私立特別支援学校幼稚部												
国立特別支援学校幼稚部												
保育所・地域型保育事業所												
認定こども園	幼保連携型											
	幼稚園型											
	保育所型											
	地方裁量型											
認可外保育施設												
うち企業主導型保育事業												
児童発達支援事業所 (医療型を含む。)												
合計												

注1: 第3類型数(G列)と対策必要箇所数(H列)の数は必ずしも一致しない(9月30日時点において全ての第3類型の危険箇所について合同点検し終わっているとは限らないため)

注2: 対策必要箇所数(H列) = 対策未定箇所数(I列) + 対策予定箇所数(J列) + 対策済み箇所数(K列)となる。

注3: 対策済み箇所数(K列)と移動経路の変更等施設による対策(L列)、道路管理者による対策(M列)、警察による対策(N列)、その他(O列)の合計は必ずしも一致しない(対策は複数選択可であるため。)